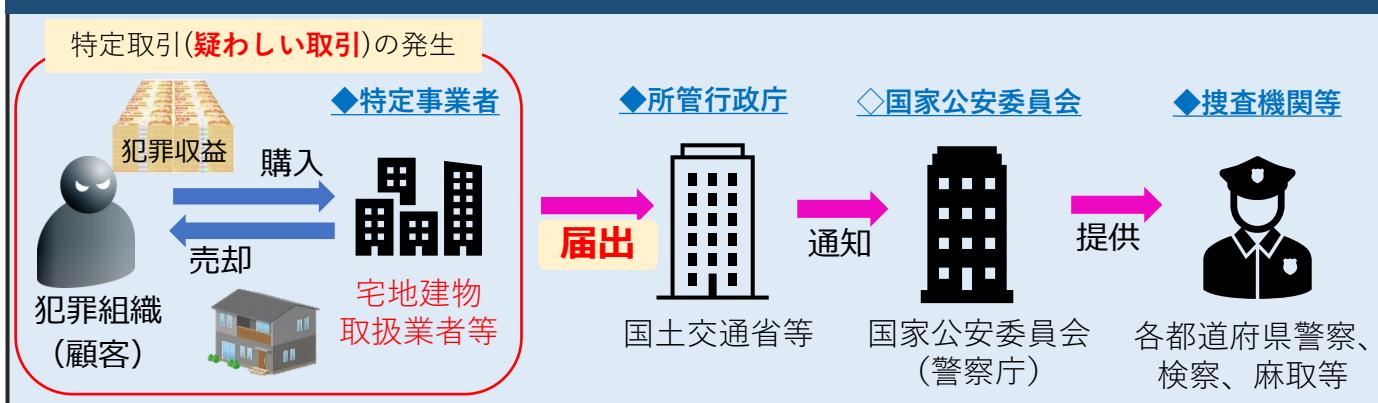


疑わしい取引の届出制度について ～マネー・ローンダリング対策～

宅地建物取引業者は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」における「特定事業者」として、**疑わしい取引の届出義務**が課されています。

疑わしい取引に関する情報の流れ



《届出例》

- ・ 短期間で複数の宅地又は建物を現金で購入する
- ・ 同一人物が短期間のうちに多数の宅地又は建物を売買する
- ・ 経済合理性から見て異常な取引（取引を急ぎ、市場価格から大きくかけ離れた価格でも即決する場合など）
- ・ 身分不相応な高額取引や暴力団関係者による取引 等々

※ 疑わしい取引の届出は、窓口担当者の判断で構いません！
「怪しいかも？」と感じれば、積極的な届出をお願いします。

このほか、特定事業者には

- ・ 顧客等の取引時確認
- ・ 確認記録、取引記録等の作成及び保存（7年間保存）

等の義務が課されています。

厳格な取引時確認を実施することでマネー・ローンダリングの防止につながり、記録を適正に保存することで事後的な資金の追跡を可能にする効果があります。

- ◆ 届出方法や届出先は「警察庁 JAFIC」ウェブサイトで確認できます。

疑わしい取引の届出と届出先行政庁

検索

<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/todoke/todotop.htm>

- ◆ 届出は、電子政府総合窓口(e-Gov)を利用した電子申請が便利です。

マネロン対策は適正な事業者を守るためにも重要です！



愛媛県警察